

# Accounting SQUARE

## ガバナンス改革及び会計・監査・開示制度を巡る最近の動向

金融庁企画市場局長 **三井 秀範** みつ い ひでのり

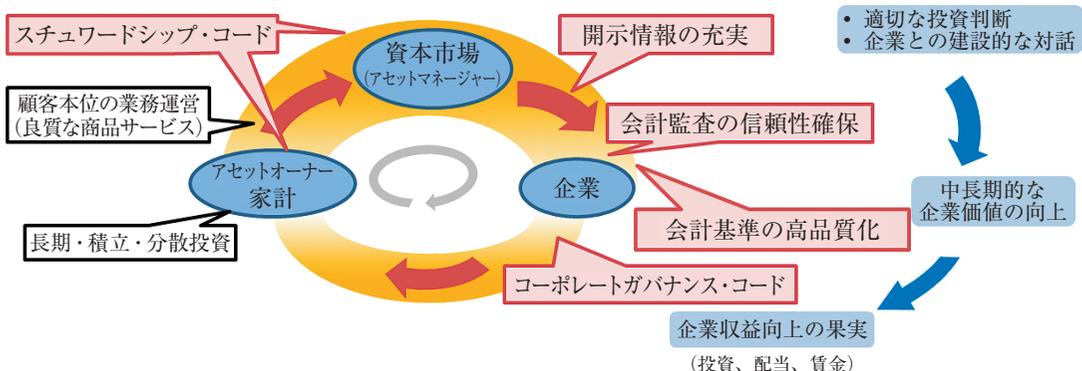
金融庁では、これまで、資本市場の機能の発揮や魅力の向上等を通じて、我が国全体の最適な資金フローを実現し、企業価値の向上と収益の果実を家計にもたらししていくという好循環を図っていくため、様々な施策を進めてきました。

しかしながら、金融・資本市場全体を見ると、いまだ現預金の家計金融資産の過半を占める状況が続いている等、豊富な資産が十分に運用・活用されていると言える状況には至って

いません。

このため、全体として資本市場の機能を強化し、我が国全体の資金の流れを最適化していくことを目指し、有効と考えられる施策を推し進める必要があります。本稿では、それらの施策の中から、コーポレートガバナンス改革、企業情報の開示の充実、会計監査の信頼性確保及び会計基準の高品質化に係る取組みを紹介いたします。

### 資本市場の機能強化に向けた取組み



## I. コーポレートガバナンス改革

コーポレートガバナンス改革については、成長戦略の一環として、機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コード（2014年策定、2017年改訂）及び上場会社の行動原則であるコーポレートガバナンス・コード（2015年策定）の整備を行うなど、各般の施策を実施したことで改革の枠組みは整ってきています。

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、独立社外取締役を2名以上選任する企業の大幅な増加や、金融法人を中心とした政策保有株式の縮減に向けた動き、個別の議決権行使結果の公表を実施する機関投資家の増加など、一定の進捗が見られる一方で、多くの企業において、なお経営陣による果敢な経営判断が行われていないのではないか、また投資家についても、企業との対話の内容が依然として形式的なものにとどまり、企業に「気づき」をもたらす例は限られているのではないかな等の指摘がされました。

こうした指摘を踏まえ、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（フォローアップ会議）において、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）に沿って、以下の内容の提言が行われ、これを受けて2018年6月に「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定とコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われました。

- 企業が自社の資本コストを的確に把握し、事業ポートフォリオの見直し等の果敢な経営判断を行うこと
- 企業が設備投資・研究開発投資・人材投資等への経営資源の配分を戦略的・計画的に行い、手元資金の活用を含めた適切な財務管理

の方針を策定・運用すること

- CEOの選解任について、独立した指名委員会の活用等を含め、客観性・適時性・透明性ある手続きを確立すること
  - 取締役会の構成に関し、取締役会が全体としてその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を十分備えるとともに、ジェンダーや国際性等の多様性を確保すること
  - 政策保有株式について、企業が政策保有に関する方針を明確化し、保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証を行うとともに、自社の株式を政策保有株式として保有している会社から当該株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げないこと
  - 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮の観点から、母体企業が企業年金に対して、運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置する等の取組みを行うこと
  - 企業がいわゆる「ESG要素」も含め、非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきであること
- こうしたなか、投資家と企業による取組みを「形式」から「実質」へと深化させていくことが引き続き課題であることから、改訂後の両コード及び「投資家と企業の対話ガイドライン」を踏まえ、以下の取組みに向け、フォローアップ会議を開催し、2019年6月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業との実効的な対話や企業の取組みのベストプラクティスを含む検証結果を公表することにより、コーポレートガバナンス改革の更なる進展につなげていくこととしています。
- コーポレートガバナンスに関しては、資本コストを意識した経営の状況、政策保有株式の縮減に向けた取組状況、取締役会におけるジェンダーや国際性等の多様性確保の進展状況等について検証を行う。

- 運用機関に関しては、投資先企業の持続的成長に資する議決権行使を行う観点から、個別の議決権行使結果の公表状況、議決権行使助言会社の活用状況や、企業との実効的な対話の進捗等について検証を行う。
- アセットオーナーに関しては、企業年金のステュワードシップ活動の後押しを行い、その機能の実効的な発揮を促す観点から、企業年金やその母体企業の取組状況について検証を行う。

## II. 会計・監査・開示制度

### 1. 開示

企業情報の開示は、投資家の投資判断に必要な情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラであり、投資判断に必要とされる情報を十分かつ正確に、また適時に分かりやすく提供することが求められます。

2017年11月に金融審議会に設置された「ディスクロージャーワーキング・グループ」においては、こうした考えの下、「企業情報の開示及び提供のあり方」について幅広い検討を行い、2018年6月、報告書を取りまとめました。

報告書においては、企業情報の開示の充実のため、以下の内容の提言が行われております。

- 財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A）、リスク情報など）の充実
- 企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報（例えば、政策保有株式、役員報酬に係る情報など）の提供
- 情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報（例えば、監査人の継続監査期間など）

の充実と情報の適時な提供

- EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨

金融庁においては、これらの提言を受け、投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の一層の促進に向け、以下の取組みを進めています。

- 役員報酬や政策保有株式の開示の充実を含め、上記報告書に盛り込まれた諸施策の実現のため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を2018年11月に公表しました。当該改正については、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、順次適用する予定です。
- あわせて、ルールへの形式的な対応に留まらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスク等を把握・開示していく上でのシンプルベースのガイダンスを策定するとともに、一部企業のベストプラクティスを全体に浸透させるため、開示内容や開示への取り組み方に関するベストプラクティスの収集・公表を行う予定です。

また、2017年5月の金融商品取引法改正により導入され、2018年4月に施行されたフェア・ディスクロージャー・ルールについては、上場会社等による早期の情報開示、ひいては開示を通じた投資家との対話がより充実するよう、引き続き、ルールの趣旨の浸透を図る取組みを進めていきます。

有価証券報告書と事業報告・計算書類の記載内容の共通化や一体化に向けた取組みについては、引き続き、関係省庁と連携し、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組みを支援しつつ、一体的開示例や関連する課題等についての検討を進めていきます。

## 2. 会計監査

近年、我が国において、不正会計事案等を契機として会計監査の信頼性が改めて問われたことを受け、「会計監査の在り方に関する懇談会」において検討が行われ、2016年3月、監査法人のマネジメントの強化、監査法人の独立性の確保等、「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック、会計監査に関する情報提供の充実等に向けた幅広い取組みが提言されました。

同提言を踏まえ、これまで、「監査法人のガバナンス・コード」の策定（2017年3月）、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」の公表（同年7月）等に取り組みました。

また、最近では、会計監査に関する情報提供の充実の観点から、企業会計審議会において監査報告書の透明化についての検討を行い、2018年7月に、監査報告書に、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、「監査上の主要な検討事項」の記載を求めること等を内容とする監査基準の改訂を行いました。

具体的な改訂内容については、監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、

- 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
- 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
- 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響

等について考慮し、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」を決定し、監査報告書に当該区分を設けて、①「監査上の主要な検討事項」の内容、②監査人が、当年度の財務諸表の監査における特に重要な事項であると考え、「監査上の主要な検討事項」であると決定した

理由、③監査における監査人の対応を記載することとされています。

「監査上の主要な検討事項」の記載に関する改訂監査基準は、2021年3月決算にかかる財務諸表の監査から適用しますが、それ以前から適用することを妨げないとされています。また、東証1部上場企業については、2020年3月決算の監査から早期適用が行われることが期待されています。

これを踏まえ、9月に公表した「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の改正案においては、2021年3月決算の監査からの適用（2020年3月決算の監査から早期適用することも可）を予定しています。

今後も、会計監査の信頼性確保に向け、会計監査に関する情報提供の充実に関し、改訂監査基準の実施に向けた制度整備を進めるとともに、通常と異なる監査意見が表明された場合等、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応のあり方について、関係者と連携しつつ検討を進めていきます。

## 3. 会計基準

会計基準は、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための、資本市場における重要なインフラであることを踏まえ、我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとする必要があります。そのため、金融庁では、関係者と連携して、以下の取組みを行いました。

- IFRSの任意適用企業は、着実に増加しており、2018年10月現在で198社（全上場企業の時価総額の32.54%）となっています。こうした動きを更に後押しするべく、2018年3月にIFRSへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーを開催したほか、銀行業のIFRS適用を促すため銀行法施行規則等を改

正しました。

- 国際的な会計基準の質の向上に貢献するとともに、我が国の考え方を国際的な会計基準に反映する観点から、企業会計基準委員会（ASBJ）において、のれんの会計処理やリサイクリングについて国際会議の場で意見発信を行っています。こうした取組みを通じて、2018年3月には、国際会計基準審議会（IASB）が公表した「概念フレームワーク」の改訂版においては、その他の包括利益に計上した項目について、原則として、純損益にリサイクリングすることが明記されました。ただし、例えば「リサイクルすべき期間・金額が明確でない場合」については、例外的にリサイクリングしないこととされています。また、のれんの会計処理については、2018年7月のIASBにおいて、のれんの会計処理の簡素化のための選択肢の一つとして定期償却の再導入の是非を検討することが決定されました。
- 我が国の会計基準を国際的に整合性のある、高品質なものとしていくため、ASBJにおいて、2018年3月に収益認識基準を策定・公表しました。また、同年3月に公正価値測定

に関する会計基準の開発に着手したほか、同年8月には金融商品会計基準の見直しについての意見募集を開始しました。

- 国際的な会計人材の育成については、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に「国際会計人材ネットワーク」を構築しました。財務会計基準機構において、同ネットワーク登録者を対象に、国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するためのシンポジウムや、登録者同士の横のネットワーク作りに役立つための定例会を開催しました。

今後も引き続き、企業の財務情報が企業活動をより適切に反映したものとなるよう、活力ある資本市場の実現のための重要なインフラである会計基準の質の向上を目指し、関係者と連携して、IFRS任意適用企業の拡大促進や、IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組みのサポート、国際的な会計人材の育成の取組みを一体的に進めていきます。